

小郡市新体育館建設基本設計及びアリーナ棟建設設計監理業務委託 特記仕様書

小郡市新体育館建設基本設計及びアリーナ棟建設設計監理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、新体育館建設に係る基本設計業務、アリーナ棟建設に係る実施設計業務及び工事監理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

I 業務概要

1 業務概要

(1) 業務名

小郡市新体育館建設基本設計及びアリーナ棟建設設計監理業務委託

(2) 業務内容

- ① アリーナ棟及び多目的棟建設（敷地全体の外構含む）に係る基本設計業務
- ② アリーナ棟建設（周辺外構含む）に係る実施設計業務
- ③ アリーナ棟建設（周辺外構含む）に係る設計意図伝達業務
- ④ アリーナ棟建設（周辺外構含む）に係る工事監理業務

(3) 契約限度額

159,100,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

なお、本業務は令和5年度から令和9年度までの継続業務とし、年度ごとに次のとおり支払い限度額を設定する。

- ・ 令和6年度限度額（基本設計業務完了時） 49,000,000 円
- ・ 令和7年度限度額（実施設計業務完了時） 78,700,000 円
- ・ 令和9年度限度額（工事監理業務完了時） 31,400,000 円

(4) 本業務に関連し、本業務とは別に発注する業務委託等の見込みは次のとおりとする。

- ・ 新体育館建設に伴う測量業務委託（委託中）
- ・ アリーナ棟建設に伴う地質調査業務委託（令和6年度予定）
- ・ 現武道場及び弓道場解体に伴う実施設計・工事監理業務委託（令和6年度～令和7年度予定）
- ・ 現体育館解体に伴う実施設計・工事監理業務委託（令和8年度～令和9年度予定）
- ・ 多目的棟建設に伴う実施設計・工事監理業務委託（令和8年度～令和10年度予定）

2 計画施設概要

(1) 施設の場所

小郡市大板井 279 番地 1

(2) 施設用途

① アリーナ棟

体育館（平成31年国土交通省告示第98号別添二類型三第1類）

② 多目的棟

多目的交流施設（平成31年国土交通省告示第98号別添二類型十二第1類）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年6月18日（金）まで

（基本設計業務：契約締結日翌日から令和6年12月20日（金）まで）

（実施設計業務：基本設計業務完了後から令和7年10月31日（金）まで）

※ 法令に基づく各種申請業務等の完了を含む。

（工事監理業務：実施設計業務完了後から令和9年6月18日（金）まで）

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

① 敷地面積

約 11,200 m²

※ 敷地面積は、別発注の測量業務委託（委託中）にて確定予定。

② 用途地域

現況の用途地域は、第一種住居地域であるが、本業務と合わせて、小都市（以下「発注者」という。）が新体育館の規模・仕様等に適した用途地域への変更を行う予定であるため、本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は基本設計業務の際に、必要に応じて用途地域の変更に関する資料の提供及び協力を行うこと。

③ 敷地測量結果

敷地測量結果は、現在委託中の測量業務委託（令和6年3月中旬完了予定）の成果品受領後に、受託者へ提供する。

④ 地質調査結果

アリーナ棟の地質調査業務は、令和6年度に別途発注にて実施予定のため、成果品受領後に、受託者へ提供する。なお、多目的棟の地質調査業務は、令和8年度以降に実施予定のため、基本設計業務の際は、既存体育館新築時の地質調査結果を参考とすること。

(2) 施設の条件

① 延床面積

アリーナ棟 約 4,000 m²

※ 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）を活用するため、既存施設（体育館、武道場、弓道場の合計）の延床面積（4,077 m²）より縮小する必要がある。

多目的棟 約 2,400 m²

② 主要諸室

階数は、小郡市新体育館建設基本計画改定版（以下「基本計画改定版」という。）によるものとするが、弓道場については、2階に配置すること。

③ 主要構造・階数

階数は、基本計画改定版に基づくものとするが、主要構造は、発注者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

④ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の目標については、以下のとおりとする。

- a 構造体：Ⅱ類
- b 建築非構造部材：A類
- c 建築設備：乙類

⑤ その他の施設条件

アリーナ棟と多目的棟は、活用財源が異なるため別棟とすること。またそれぞれの棟を接続する場合も、多目的棟の一部又は別棟とすること。

(3) 外構（敷地全体）の条件

- ① 駐車場 150台以上
- ② 駐輪場 本業務により決定

※ 隣接する三井消防署との境界部分（別添現況配置図斜線部）については、相互利用のため、外構仕上に一部制限あり。

(4) 建設の条件

① 建設工事費（概算）

約 35 億円（消費税及び地方消費税含む）

※ アリーナ棟建設、多目的棟建設、外構（敷地全体）の合計とする。なお、既存施設（現武道場、現弓道場、現体育館等）の解体費用等は含まない。

② 建設工期（予定）

アリーナ棟：令和8年3月から令和9年5月末日まで

多目的棟：令和10年3月から令和11年3月末日まで

(5) 設計の条件

- ① 受託者は、本業務の遂行に当たり、基本計画改定版及びその他本業務に係る資料等を十分に理解したうえで業務を行うこと。
- ② 令和6年度に別途発注にて履行予定のアリーナ棟地質調査業務、旧武道場等解体設計業務と相互に連携を図り、設計に反映すること。
- ③ 既存体育館及び弓道場が、新体育館の建設中においても利用者の施設利用が出来るように考慮した配置計画とすること。
- ④ 受託者は、本業務の遂行に当たり、工事施工に関わる工法選定を行ううえで、汎用的な工法を含めた検討を行うこと。なお、施工業者が限定されるような特許取得工法等は原則として活用しないものとする。

- ⑤ 受託者は、本業務の遂行に当たり、建物のライフサイクルコストを考慮したコスト削減に努めること。
- ⑥ 仕上等に採用する木材については、国産材又は県産材の活用を検討すること。
- (6) その他の条件
 - ① 受託者は、発注者が実施する本業務に関する関係者との協議や説明会等の際に、発注者の指示に従い必要書類を作成して提出するものとする。また、発注者より指示があれば関係者との協議や説明会等に同席するものとする。
 - ② 補助金申請、起債申請等に必要な資料の作成及び提出を行うこと。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最終改定令和3年3月25日国営整第210号）」、「建築工事監理業務委託共通仕様書（最終改定令和3年3月25日国営整第204号）」による。また、両共通仕様書に規定がない本業務に性質上必要と思われる事項は、発注者と受託者の協議により決定するものとする。

1 業務の種類

- (1) 基本設計業務
 - ① 建築（総合）基本設計に関する業務
 - ② 建築（構造）基本設計に関する業務
 - ③ 電気設備基本設計に関する業務
 - ④ 機械設備基本設計に関する業務
 - ⑤ 外構基本設計に関する業務
- (2) 実施設計業務
 - ① 建築（総合）実施設計に関する業務
 - ② 建築（構造）実施設計に関する業務
 - ③ 電気設備実施設計に関する業務
 - ④ 機械設備（昇降機含む）実施設計に関する業務
 - ⑤ 外構実施設計に関する業務
 - ⑥ 設計意図伝達に関する業務
- (3) 工事監理業務
 - ① 工事監理に関する業務
 - ② 工事監理に関するその他の業務

2 設計業務の内容及び範囲

各業務に先立ち現地調査等を行い、現況を十分に把握し、その結果を発注者に文書にて報告すること。

- (1) 基本設計業務
 - ① 設計条件等の整理

- a 条件整理
基本計画改定版に基づき、諸室機能、耐震性能及び設備機能の水準など発注者から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理すること。
 - b 設計条件変更等の場合の協議
発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め、または発注者と協議すること。
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- a 法令上の諸条件の調査
基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査すること。
 - b 建築確認申請等に係る関係機関との打合せ
基本設計に必要な範囲で、建築確認申請等を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行うこと。
- ③ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行うこと。
- ④ 基本設計方針の策定
- a 総合検討
設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案すること。
 - b 建設地に係る前提条件の整理
基本計画改定版で示された建設地の敷地について、法規制、敷地面積、形状、接道条件等の前提条件を整理すること。
 - c 整備方針及び機能の検討
基本計画改定版に示す整備方針、必要諸室、必要機能等を検討、整理すること。
 - d 整備規模の設定
基本計画改定版に示す各諸室や必要な機能及び面積規模を設定すること。
 - e 配置計画案の作成
高さ、外観等の景観面の検討及び日影規制等の環境面の検討を踏まえ、建設地におけるアリーナ棟、多目的棟、外構等の配置計画案を作成すること。
また、条件整理、機能検討等を踏まえ、階数やゾーニング等を計画し、各階平面計画案を作成すること。各計画案については、複数案を用意し、基本設計方針策定の経緯を明確にすること。
 - f 基本設計方針の策定及び発注者への説明
総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明すること。
- ⑤ 基本設計図書の作成
- 基本設計方針に基づき、発注者と協議のうえ、基本設計図書を作成すること。作成

に関しては、発注者や関係者との協議内容を反映すること。

⑥ 概算事業費の検討

基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成すること。

⑦ 基本設計内容の発注者への説明

基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認すること。また基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る受注者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行うこと。

(2) 実施設計業務

① 要求等の確認

a 発注者の要求等の確認

実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行うこと。

b 設計条件変更等の場合の協議

基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議すること。

② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

a 法令上の諸条件の調査

建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行うこと。

b 建築確認申請等に係る関係機関との打合せ

実施設計に必要な範囲で、建築確認申請等を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行うこと。

③ 実施設計方針の策定

a 総合検討

基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更すること。

b 実施設計のための基本事項の確定

基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定すること。

c 実施設計方針の策定及び発注者への説明

総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明すること。

④ 実施設計図書の作成

a 実施設計図書の作成

実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成すること。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現すること。

b 建築確認申請図書の作成

関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成すること。

⑤ 概算事業費の検討

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成すること。

⑥ 実施設計内容の発注者への説明等

実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認すること。また実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行うこと。

(3) 設計意図伝達業務

① 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等

工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答や説明等を発注者を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行うこと。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行うこと。

② 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を発注者に対して行うこと。

(4) 設計業務に含まれる追加業務

① 積算業務（建築、電気設備、機械設備、空気調和設備、外構）

a 積算数量算出書の作成

b 単価作成資料の作成

c 見積の徴収

d 見積比較検討資料の作成

e 工事内訳書の作成

② 確認申請等手続（手数料納付は発注者負担）

③ 関係法令等に基づく各種申請手続又は届出業務（手数料納付は発注者負担）

a 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する適合性判定

- b 構造計算適合性判定（対象建築物の場合に限る）
- c その他各種申請手続
- ④ 透視図及び鳥瞰図の作成
- ⑤ 関係団体等への説明に必要な資料の作成・説明会への出席
- ⑥ ライフサイクルコスト縮減に関する検討資料の作成
- ⑦ 発注者と受託者の協議により本業務に必要と決定した業務

3 監理業務の内容及び範囲

各業務に先立ち現地調査等を行い、現況を十分に把握し、その結果を発注者に文書にて報告すること。

(1) 工事監理業務

① 工事監理方針の説明等

a 工事監理方針の説明

工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について発注者に説明すること。

b 工事監理方法変更の場合の協議

工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、発注者と協議すること。

② 設計図書の内容の把握等

a 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、発注者に報告し、必要に応じて発注者を通じて設計者に確認すること。

b 質疑書の検討

工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて発注者を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知すること。

③ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

a 施工図等の検討及び報告

設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、発注者に報告すること。

b 工事材料、設備機器等の検討及び報告

設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、発注者に報告すること。

④ 工事と設計図書との照合及び確認

工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から

提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこと。

⑤ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を発注者に報告すること。

なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について発注者に書面で報告した場合には、発注者及び工事施工者と協議すること。

⑥ 工事監理報告書等の提出

工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を発注者に提出すること。

(2) その他の業務

① 工程表の検討及び報告

工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を発注者に報告すること。

② 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を発注者に報告すること。

③ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

a 工事と工事請負契約との照合、確認、報告

工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行うこと。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を発注者に報告すること。

b 工事請負契約に定められた指示、検査等

工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じること。

c 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査すること。

④ 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指導事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき発注者へ報告すること。

(3) 工事監理に含まれる追加業務

① 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の工事施工者に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事施工者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を発注者へ報告すること。

② 施工計画等の特別な検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事施工者に対して助言すべき事項を発注者に報告すること。

③ 完成図の確認

a 設計図書の定めにより工事施工者が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を発注者へ報告すること。

b 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事施工者に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を発注者へ報告すること。

4 業務の実施

(1) 一般事項

① 基本設計業務は、基本計画改定版を踏まえ、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行うこと。

② 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行うこと。

③ 積算業務は、発注者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行うこと。

④ 発注者の指示により「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに発注者へ提出すること。

⑤ 工事監理業務は、設計図書に定めにある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこと。

⑥ 受託者は、業務の実施に際し、関係法令等を遵守すること。

⑦ 受託者は、契約締結後、業務着手届（担当技術者の資格の写し、雇用書類の写し、業務工程表の添付を含む。）、業務計画書、その他必要な書類を遅滞なく提出し、速やかに業務に着手しなければならない。

⑧ 業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。特に、設計内訳書については慎重に取り扱うこと。

(2) 業務計画書

- ① 受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を発注者に提出し、承諾を得ること。
- ② 業務計画書には次の事項を記載すること。なお、様式は任意とする。
 - a 業務の概要
 - b 検討業務の内容
 - c 業務の実施方針
 - d 業務の詳細工程
 - e 業務の実施体制及び組織計画
 - f 管理技術者、各担当主任技術者等の一覧表及び経歴書（資格の写し添付）
 - g 業務フローチャート
 - h 打合せ計画（業務詳細工程に併記可）
 - i その他発注者が必要とする事項
- ③ 業務計画書に記載する事項を追加または変更する場合は、発注者に書面にて提出し承諾を得ること。

(3) 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受託者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受託者がその都度記録を作成・提出し、発注者の確認を得ること。また、各関係機関との打合せを要する場合は、必要な申請図書等を作成し、発注者と協議のうえ各関係機関に提出すること。また、各関係機関と打合せの結果、申請が必要となった図書等についてもこれに準ずること。

(4) 適用基準等

本業務の実施にあたって、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等（下記参照）の規定のほか、特記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。受託者は、対象となる施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう本業務を遂行しなければならない。なお、発注者より特に指示がない限り最新版を採用することとする。

- ① 共通
 - a 公共建築設計業務委託共通仕様書
 - b 建築工事監理業務委託共通仕様書
 - c 官庁施設の基本的性能基準
 - d 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
 - e 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - f 官庁施設の環境保全性基準
 - g 官庁施設の防犯に関する基準
 - h 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - i 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
 - j 福岡県福祉のまちづくり条例手引書
 - k 公共建築工事積算基準

- l 公共建築工事共通費積算基準
 - m 公共建築工事標準単価積算基準
 - ② 建築
 - a 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - b 建築工事標準詳細図
 - c 建築工事設計図書作成基準
 - d 建築工事設計図書作成基準の資料
 - e 建築構造設計基準
 - f 建築構造設計基準の資料
 - g 構内舗装・排水設計基準
 - h 構内舗装・排水設計基準の資料
 - ③ 建築積算
 - a 公共建築数量積算基準
 - b 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - c 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - ④ 設備
 - a 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - b 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - c 公共建築工事標準図（電気設備工事編）
 - d 公共建築工事標準図（機械設備工事編）
 - e 建築設備工事設計図書作成基準
 - f 雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - g 建築設備耐震設計・施工指針
 - h 建築設備設計計算書作成の手引き
 - ⑤ 設備積算
 - a 公共建築設備数量積算基準
 - b 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - c 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- (5) 資料の貸与及び返却
- ① 受託者は、本業務に必要な資料等で、発注者が貸与可能と判断したもの（以下「設計資料」という。）については、発注者から借り受けることができる。
 - ② 設計資料を紛失または損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
 - ③ 受託者は、貸与された設計資料の必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却しなければならない。
 - ④ 受託者は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

5 成果品

- (1) 別紙に掲げる成果品及び提出部数等は、本業務に関する成果品の概要を示したものであり、具体的な成果品は協議により決定するものとする。
- (2) 成果品は、製本による設計図書と電子納品とする。
- (3) 製本する設計図書は、A1サイズ横、A3サイズ横二つ折り製本とする。
- (4) 電子納品は、CD-R又はDVD-Rに件名を表示して提出し、製本による設計図書の体裁をPDF形式に整理・変換したもののほか、作成したデータを利用することができる形式とする。
- (5) 受託者は、各種業務が完了したときは、出来形請求書を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- (6) 受託者から提出された電子(CAD)データについては、当該施設に係る工事施工者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に利用することのできるものとする。なお、CADデータの保存形式については、原則JWWとする。
- (7) 受託者は、成果品に使用する言語等は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円通貨、計算単位は計量法に定めるものとする。
- (8) 成果品の提出場所は、小郡市教育委員会教育部スポーツ振興課とする。

6 その他

- (1) 設計に使用する用語、材料、工法等の名称は、(一社)公共建築協会発行の「公共建築工事標準仕様書」、JIS又はJASに使用される名称とし、特定の製品名、製造所の記載や、特定の製品が推定されるような表現をしてはならない。
- (2) 本業務の成果品における著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受託者がその都度協議のうえ決定するものとする。

別紙

成果品及び提出部数

(1) 基本設計方針の策定及び基本設計業務に関する成果品一覧表

内容	提出部数等
① 基本設計方針説明書 基本計画改定版に基づく配置・平面計画等の方針検討、必要諸室・機器等の設定、スケジュールやコストに関する検討など、各検討事項についての経過や結果を記載すること。	2部 (A4ファイル綴じ)
② 基本設計図書 ※下表(2)に掲げるもの	3部 (原則A3判)
③ 工事費概算書 ※下表(2)に掲げる設計種別毎に作成	各1部
④ 各種技術資料(設備) ※下表(2)に掲げる設計種別毎に作成	各1部
⑤ 透視図(外観2種・カラー表現)	各2部(A1判)
⑥ 鳥瞰図(カラー表現)	2部(A1判)
⑦ 設計意図説明書	各1部 (A4ファイル綴じ) ※A3用紙折込み可
⑧ コスト縮減計画書	
⑨ 概略工事工程表	
⑩ 打ち合わせ記録簿	
⑪ 図面データ(JW-CAD、PDF)	各1部
⑫ 電子データ(図面データ以外の成果品を納めたもの)	
⑬ その他発注者が指示するもの	1式
<p>【注意事項】</p> <p>1 成果品の内容及び提出部数は、発注者との協議により変更となる場合がある。</p> <p>2 工事費概算書には、単価に関する資料(見積書、単価根拠等)を含む。</p> <p>3 成果品は、必要に応じて設計種別を同一のファイルに綴じることができる。</p> <p>4 電子データの提出の際に、最新のウイルスチェックを行うこと。</p>	

(2) 基本設計図書成果品一覧表

設計種別		成果図書
総合		計画説明書 仕様概要書 仕上概要書 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図
構造		構造計画説明書 構造設計概要書
設備	電気設備	電気設備計画説明書 電気設備設計概要書
	給排水衛生設備	給排水衛生設備計画説明書 給排水衛生設備設計概要書
	空調換気設備	空調換気設備計画説明書 空調設備設計概要書
	昇降機等	昇降機等計画説明書 昇降機等設計概要書
外構		外構計画説明書 外構設計概要書
<p>【注意事項】</p> <p>1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。</p> <p>2 「総合」、「構造」、「設備」の成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。</p> <p>3 設計種別における「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。</p> <p>4 「構造」及び「設備」に掲げる成果図書は、「総合」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。</p> <p>5 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。</p> <p>6 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。</p> <p>7 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。</p>		

(3) 実施設計方針の策定及び実施設計業務に関する成果品一覧表

内容		提出部数等
① 設計業務実施計画書	設計業務概要、業務工程等	1部 (A4ファイル綴じ)
② 実施設計図書 ※下表(4)に掲げるもの	A1用紙二つ折り製本	1部
	A3縮小二つ折り製本	3部
③ 積算図書	積算数量算出書	各1部 (A4ファイル綴じ及びExcelデータ)
	積算数量調書	
	工事費内訳明細書	
	工事費算出根拠資料	
④ 各種技術資料	下表(2)に掲げる設計種別毎に作成	各1部
⑤ 計算書等	構造計算書	各1部 (A4ファイル綴じ)
	設備設計計算書	
	省エネルギー関係計算書	
⑥ 各種届出等 (発注者保存用)	建築確認申請図書 ※建築確認申請提出に伴う許認可申請等も含む。	各1部 (A4ファイル綴じ)
	構造計算適合性判定	
	建築物エネルギー消費性能適合判定申請図書	
	その他法・条例等申請図書	
⑦ 工事工程表	工事、諸手続等の工程表	各1部 (A4ファイル綴じ)
⑧ 打ち合わせ記録簿		
⑨ 設計意図説明書		2部
⑩ 透視図	外観・内観 2種 カラー表現	各2部(A1判)
⑪ 図面データ	JW-CAD、PDF	1式(CD-R、DVD-R)
⑫ 電子データ	図面データ以外の成果品を納めたもの	1式(CD-R、DVD-R)
⑬ その他	発注者が指示するもの	1式
<p>【注意事項】</p> <p>1 成果品の内容及び提出部数は、発注者との協議により変更となる場合がある。</p> <p>2 工事費算出根拠資料には、単価に関する資料(見積書、単価根拠等)を含む。</p> <p>3 成果品は、必要に応じて設計種別を同一のファイルに綴じることができる。</p> <p>4 電子データの提出の際に、最新のウイルスチェックを行うこと。</p>		

(4) 実施設計図書成果品一覧表

設計種別		成果図書
総合		建築物概要書 仕様書 仕上表 面積及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図 建具表 工事費概算書 各種計算書 日影図 仮設計画図 その他確認申請に必要な図書
構造		仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部分断面表 部分詳細図 構造計算書 工事費概算書 その他確認申請に必要な図書
設備	電気設備	仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備図 非常電源設備図 幹線系統図

		<p>電灯、コンセント設備平面図（各階）</p> <p>動力設備平面図（各階）</p> <p>通信・情報設備系統図</p> <p>通信・情報設備平面図（各階）</p> <p>火災報知等設備系統図</p> <p>火災報知等設備平面図（各階）</p> <p>その他設置設備設計図</p> <p>屋外設備図</p> <p>部分詳細図</p> <p>工事費概算書</p> <p>各種計算書</p> <p>その他確認申請に必要な図書</p>
	給排水衛生設備	<p>仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>給排水衛生設備配管系統図</p> <p>給排水衛生設備配管平面図（各階）</p> <p>消火設備系統図</p> <p>消火設備平面図（各階）</p> <p>排水処理設備図</p> <p>その他設置設備設計図</p> <p>屋外設備図</p> <p>部分詳細図</p> <p>工事費概算書</p> <p>各種計算書</p> <p>その他確認申請に必要な図書</p>
	空調換気設備	<p>仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>空調設備系統図</p> <p>空調設備平面図（各階）</p> <p>換気設備系統図</p> <p>換気設備平面図（各階）</p> <p>その他設置設備設計図</p> <p>部分詳細図</p> <p>屋外設備図</p> <p>工事費概算書</p>

		各種計算書 その他確認申請に必要な図書
	昇降機等	仕様書 敷地案内図 配置図 昇降機等平面図 昇降機等断面図 部分詳細図 工事費概算書 各種計算書 その他確認申請に必要な図書
外構		外構等平面図・詳細図 造園植栽平面図・詳細図 舗装等平面図・詳細図 雨水排水流出平面図・詳細図等 その他設置設備設計図 工事費概算書 各種計算書
<p>【注意事項】</p> <p>1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。</p> <p>2 「総合」、「構造」、「設備」の成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。</p> <p>3 設計種別における「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。</p> <p>4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。</p>		

(5) 工事監理業務に関する成果品一覧表

内容	提出部数等
① 工事監理方針説明書 監理体制や監理方針について記載すること	各1部 (A4ファイル綴じ)
② 工事監理報告書	※A3用紙折込み可
③ 打ち合わせ記録簿	
④ 電子データ (成果品を納めたもの)	1式 (CD-R、DVD-R)
<p>【注意事項】</p> <p>1 成果品の内容及び提出部数は、発注者との協議により変更となる場合がある。</p> <p>2 電子データの提出の際に、最新のウイルスチェックを行うこと。</p>	